



発行所 関西空調工事業協同組合 大阪市北区神山町9番16号(山名ビル) 電話(312)0466・5508番

頌 春



賀詞交歓会開く

“前進”へ決意新た

約七十名が一堂に勢揃い

新春恒例の賀詞交換会は、去る一月十二日(火)大阪東急ホテルにおいて催されました。

当日は午後五時半に、来賓は青年部員も加わり約七十名、組合員、協力会員および名が勢揃い、定刻六時に並び登録業者、また本年から一本理事長の年頭挨拶に続



賀詞交歓会で菅本理事長の挨拶



順りみますと、年初一五〇円の円高で迎えた昨年でしたが、漸く夏頃から経済一般には徐々に明る

るさを増し、緩やかではあっても着実な回復基調をたどりました。これを裏証する事例としては、公共事業中心に内需拡大策に最も潤い好況に湧いた大手建設業の暮れのボナスが軒並みにはずま

あと、近畿ダクト工業協会北村副会長の音頭で厳かに乾杯。昨年とは打って変わって、チョッピリ華やかな空気の中で新年の宴を繰り

本夕は、ご多用の中を私共の賀詞交歓会にご参加下さいまして有難く御礼申し上げます。また、昨年各位から賜

二〇%の増加さえ確実視されているとの報道もあることでもあります。なるほど、あの株価や円相場に思わぬ一波乱も



懇親パーティーを出席者の万歳で締め

後半からは竹本青年部長の巧みな進行により、いつものように演歌で喉を競い合い、最高の盛り上がりの中に午後八時、日本鉄板原岡部長の音頭で万歳を三

は見事な奇蹟の回復をなしたと申すべく、ご同慶の限りであります。さて、今年は何でしようか。例によって年初

建設業界に限っても、何故か資材の急騰、技能者の不足、労務費、外注費の上昇、採算面で早くも暗い予測をされる向きもあります。当然

私達中小の下請の施工業者にとっては、まだまだ気を許すわけには参りません。大手の元請業界に対しては、下請の育成、安定なしには建設業界の

力合わせ前途を開く

適正原価と最低利潤の確保を

理事長 菅本 博

昨年は消費者物価は安定、住宅建設の好調、個人消費は活発、在庫の積み増し、金融緩和等々の内需主導型景気拡大の追い風によって、日本経済

唱、山中副理事長の謝辞で

お聞きとなりました。ご臨席の各位に紙上を借りて謝意を表させていただきます。

(順不同、略敬称) 大東吾一顧問、近畿ダクト工業協会、日本鉄板、浪華商事、アライ工業、大塩、御幸村幸次商店、クリフ、下田金属、ジャパングループ、大成鉄鋼、月星商事、御東京興業貿易商、広田商事、深川機械販売、フジモリ産業、御弥栄商、三共興業、双和産業、御二川商店、武産業、ミタイ工業、IMK商、日本冷凍冷蔵新聞社、空調タイム社。



関西空調工事業協同組合組合員 (50音順)

- 大阪府
 - 菅淳山空調設備 〇七二六(33)二二七〇
 - 稲数板金工作所 〇七三二(35)一一〇三
 - 菅上間工業所 〇七二六(54)二二七七
 - 栄和工業 〇七二〇(84)五五六三
 - 大島工業 〇七二九(65)〇八七一
 - 関西設備工業 〇六(462)六一六一
 - サンエス工業 〇七二〇(45)〇二四一
 - 三輝工業 〇六(475)五一五六
 - サンコー工業 〇六(902)二四九二
 - 菅新生工業 〇六(682)二二三六
 - 信和温調 〇六(962)二五二三
 - 大都工業 〇六(922)三六二六
 - 菅竹本設備 〇六(863)三三二九
 - 土井池設備工業 〇七二〇(84)二八二一
 - 花松設備工業 〇七二九(81)一四八一
 - 菱江工業 〇七二〇(73)三一九五
 - 菅牧板金工作所 〇六(333)五五四一
 - 菅三好板金工作所 〇六(329)四七四五
- 兵庫 県
 - 大阪マイクロダクト 〇七二七(84)三一三八
 - 内外熱学工業所 〇七八(576)二七五三
 - 菅七川設備 〇七九七(72)三〇二〇
 - 菅畑中板金工作所 〇七八(41)四三四一
 - 菅藤川板金工業所 〇七九二(37)一五一五
 - 菅三木ダクト工業 〇七九四(83)〇八二四
 - 菅ヤブサ工業 〇六(401)五六七一
- 京都 府
 - 菅栄設備工業 〇七五(631)三二六〇
 - 菅桃陽板金 〇七五(601)一三五五
 - 菅森本板金工業所 〇七七四(21)二三〇一
 - 菅山城設備工業 〇七七四(23)三四〇一
- 奈良 県
 - 菅東伸工業 〇七四五(72)四六二九

新年の「あいさつ」

年頭にあたり、本省の主な施策について、所信の一端を申し述べます。

第一に、土地対策
東京都商業地に端を発した地価高騰は、やや沈静化の兆しが見られるものの、地方主要都市にも波及しつつあり、現下の内政上の最大の課題の一つです。

建設省の八大施策

建設大臣 越智 伊平

このため住宅、宅地供給の計画的推進、都市再開発等の促進、大規模開発プロジェクトの推進等土地供給を促進するための施策を強力に推進するとともに、土地取引の適正化の措置や、さらには諸機能の地方分散のための施策についても鋭意推進していきます。

第二は、地域開発施策の推進(略)
第三は、都市対策
情報化の進展、産業の高度化の中で、都市は人間性豊かな生活の場および経済社会活動を支える場として

住宅団地の開発の推進、再開発の推進等による良好な市街地の一体的整備の推進等各般の施策を講じ、魅力と活力ある地方都市の整備を図ってまいります。

第四に、住宅・宅地対策
住宅対策につきましては、用、街路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備、避難地等の整備、建築物の不燃化促進等による都市の防

住宅団地の開発の推進、再開発の推進等による良好な市街地住宅の供給の促進等を図るほか増設の促進等既存住宅ストックの有効活用、木造住宅の振興等の施策の充実に努めてまいります。

第五に、道路の整備(略)
第六は、国土の保全と水資源の開発(略)
第七は、建設産業、不動産の振興
国土建設の重要な担い手である建設産業の健全な発展を図るため、産業構造の

強固な基幹産業に

建設省経済局長 牧野 徹

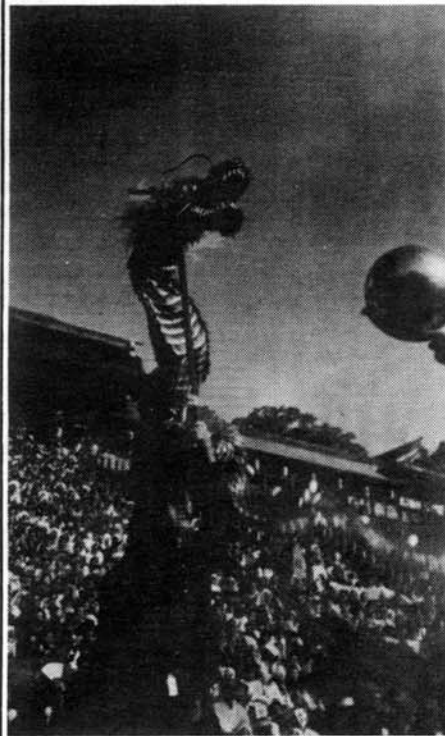
皆様方におかれましては平素より、建設業の果たす経済的、社会的役割の重要性をご認識され、建設行政の推進に特段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

況をみますと、円高により深刻な打撃を受けました。が、徐々にも回復基調にありま

即ち今年度から六十兆円産業 就業人口五百三十万人の幅広い関連分野を擁する我が国のまさに基幹産業と申すべく、安全で快適な国土の創造の担い手として建設業一に対する国民の期待はますます高まって参りました。

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」



長崎の蛇踊り

建設省といたしましてもこうした各位のご尽力を支援する諸施策を強力に推進して参ります。

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

転載ろんだん

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

資材の異常高騰

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がり及びひびひびの値上りにくわけてしま」

組合のしおり

認可庁 建設大臣、大阪通商産業局長(共管)
設立日 昭和50年8月4日
設立目的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。

共同購買事業：組合員の取扱う資材及び工具類を登録業者より共同購入するもので、当組合の経済事業中、主柱と申せま



共同購買事業：組合員の取扱う資材及び工具類を登録業者より共同購入するもので、当組合の経済事業中、主柱と申せま

至鉛メッキアングル製フランジを取付けた
NPファブリダクト-FL 略称 N.F.D-FL
ファブリダクト・シリーズにフランジを取付けた「ニッパンファブリダクト-FL」はダクト組立工程の短縮・省力化を大巾に推進した画期的な製品です
発売元 **日本鐵板株式會社**
大阪支店 大阪市東区大川町1(日土地産屋橋ビル)
TEL 大阪 (06) 203-5691(大代) 〒541

法制研究

近代的な元請・下請関係

建設省通達「指導要綱」説明会から

建設工事は、各種の工事の組み合わせにより総合的に施工されるもので、工場の内容、規模等によつては下請による施工が不可避であることが少なくありません。

下請により工場の一部が施工される場合は、元請は下請による工場の的確な施工を確保しなければなりません。

このため、元請は、優良な下請を選定し、この者と合理的な元請・下請関係を確立する必要があります。

また、下請においても、元請との契約に從つて的確な工場の施工を期するため施工能力の向上、雇用管理、労働安全管理等の改善を図らなければなりません。

さらに元請においては、下請において講じられるこれらの措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行う必要があります。

これらのことは、その工場の的確な施工を確保するために必要であるばかりではなく、下請のうち、より良い企業がより良く発展することを可能にし、下請の健全な発展、ひいては元請および下請を含む建設業全体の発展にもつながらること

下請代金の適正化について

建設省から建設業者団体へ通達

工事代金の支払いに関し、前記の要綱に明らかなところですが、年末に建設省は、重ねて次のような通達を各建設業者団体宛に届けて周知方を申し入れてこられたので再掲しました。

「下請代金の適正化について」

補正追加が行われたこと等もあり、建設需要は全国的に堅調に拡大している。しかし、年末を控えて一層の資金需要の増大が予想される等の理由から、中小下請建設業者の経営困難があらためて懸念されることである。

ついては、建設業法第一九条に定める事項を記載した契約書を作成すること、④元請負人の地位を不当に利用して、原価に満たない請負代金額で下請契約

を締結しないこと、⑤その他公正な下請契約を締結することはもちろん、特に次の事項に十分留意し、下請代金の支払いの適正化等に一層努められるよう、貴会さん下建設業者に対する指導を徹底されたい。

記

(1)元請負人が前払い金の支払いを受けたときは、下請負人に対しても資材の購入、労働者の募集その他建設工場の着手に必要な費用を前払い金として支払うよ

う適切な配慮をすること。

(2)下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、当該支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとする。

また、中小零細な資材製造業者に対する資材代金の支払いに当たっては、特に公共工事においては現金で前払いがなされること

から、資材の製造原価に占める直接労務費の比率を勘案して、同様の配慮を行うこと。

(3)元請負人は、下請代金の支払いのために振り出す

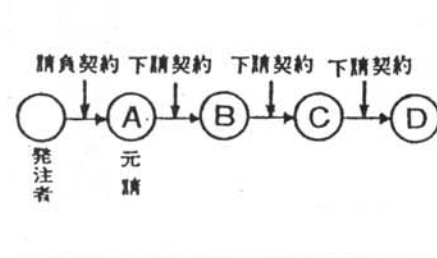
手形の期間を原則として二十日以内とし、さらに経営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(4)元請負人は、下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により下請工場の施工に関し再下請負人、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払い等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

(5)右記のほか、建設業法および元請・下請関係の合理化に関する諸通達を遵守すること。

(以上)



④技能工が不足、年齢構成は高い一等でしょう。ですから、元請は安心して工事を頼めるよう下請を十分に指導、援助することが求められます。

下請の経営の基礎は労働力にあると申しても過言ではありませんが、その人的面では年々脆くなる一方で、だから下請自身が、何よりも経営を近代化させ、雇用改善に真剣に取り組むことが急務であります。

この要綱で元請というものは、下請契約の注文者であり、受注者を指します。図示すれば、Aは一次下請であると同様にCに対する関係は元請と見なすことができます。BとCは二次下請であると同様にDに対しては元請と見なすことができます。

従つて、本要綱では、Aには元請についての規定のみが適用されますが、BとCには元請と下請双方の規定が適用されるわけです。

「一括下請はやめましょう」

(1) どうして一括下請けはいけないのでしょうか。注文者は、建設業者を営む皆さんの将来を切り開くため、なんとしても守つてゆくのだから決意を固めることが望まれます。

この要綱で元請というものは、下請契約の注文者であり、受注者を指します。図示すれば、Aは一次下請であると同様にCに対する関係は元請と見なすことができます。BとCは二次下請であると同様にDに対しては元請と見なすことができます。

従つて、本要綱では、Aには元請についての規定のみが適用されますが、BとCには元請と下請双方の規定が適用されるわけです。

「一括下請はやめましょう」

(1) どうして一括下請けはいけないのでしょうか。注文者は、建設業者を営む皆さんの将来を切り開くため、なんとしても守つてゆくのだから決意を固めることが望まれます。

⑤大部分は小規模、零細企業

⑥収益力が劣り、資金力も弱い

⑦労働条件、労働福祉に立ち遅れがある

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

元請は優良な下請が必要

元請は、その施工する工場の一部を下請にまかせるのですから、是非とも優良な下請に工事を頼むことが必要です。一方、下請の現状はと申すと、数々の問題点を持っています。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

この要綱は、以上の趣旨にかんがみ、元請および下請が講ずべき措置に関する指針として最少限の必要な事項を定めたものであり、以下簡約しましょう。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。



①自己の請負った建設工事を、そっくりそのまま他人に請負させた場合

②自己の請負った建設工場の主体的な部分をとりまわめて他の一人の建設業者に請負させた場合

③自己の請負った建設工場の一部を下請させた場合で、その一部の工事が普通一件の独立した工事として発注することができるような場合。

これに対して、工事全体を下請させる場合であつても、自ら総合的な企画、調整、指導を行っている場合は、一括下請に該当しないものと解されます。

(3) また、不必要な重層下請は、一括下請のもとになりかねませんし、一括下請と同じような弊害があります。従つて、不必要な重層下請もやめるようにしましょう。

MEZフランジがダクトの製作施工を大巾に変えた。

フランジの「ソリ」加工によりリークの無い4本ボルト締めダクトの接続が可能になるのです。

メッツ トータルシステム

強靱・軽量・短工期

Luwa ジャパンルーワ株式会社

MEZ部

本社 名古屋市東区東桜一丁目10番37号 久屋ビル 千481
電話 代表 (052)962-2611

大阪営業所 大阪市東区鶴野4丁目44番地1 河崎ビル 千541
電話 代表 (06)261-0931

日本鋼管株式会社 指定商社

中鋼株式会社

トースチル株式会社

日本鋼管ダクト用亜鉛鉄板

亜鉛鉄板平板・表面処理鋼板

カラーコイル

トーアのアンクル

鉄鋼一・二次製品 建材製品

浪華商事株式会社

大阪支店 大阪市淀川区十八条3丁目15番3号 TEL (06)394-3341代
FAX (06)394-3347

本社 東京都江東区新大橋1丁目11-4 TEL (03)634-4151

(3)面からつづく)
そこで建設法でも請負契約においては、工事内容や請負代金の額など十三項目について取り決めをしておかなければならないことになっています。
従って下請契約においても当然これを守らなければなりません。下請工事ごとくに元請と下請とで下請契約を作るのでは手間がかかり実質的ではありません。そこで中央建設審議会は第一次下請の標準的下請契約を念頭に置いて、建設工事標準下請契約約款を作成しました。この契約は、建設法の規定に沿っているだけでなく、元請・下請関係合理的なものとすると

下請代金の支払いを適正に

さしつかえなく、建設法に違反しないようにしなければなりません。また、建設法において下請契約に於いて次の事項が定められています。
(1) 工事を施工するためには、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払い金として支払うようしなければなりません。
(2) 元請は出来形部分に對する支払い、または工事完成後における支払いを受けたときは、その支払いの引渡しの日から起算して五十日以内で、できる限り短期間内に定めらるるようによらなければならない。

さらに次の事項をきちんとして守らなければならない。
(3) 元請は、前払い金の支払いを受けたときは、下請に對して、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払い金として支払うようによらなければならない。
(4) 特定建設業者が元請となつた下請契約における下請代金の支払いは、引渡しの日から起算して五十日以内で、できる限り短期間内に定めらるるようによらなければならない。

④ 手形期間は、できる限り短期間とする。
⑤ 下請代金の支払い方法は、前払いの方法に、下請契約の中で明確にさせておくべきである。その場合に、できる限り短期間とする。

守るべきであるとされている。しかしながら、全額を現金払いとするのは企業経営上不可能であるという場合にも、手形払いを併用することもやむを得ません。ただし、この場合であつても、少なくとも労働者の雇用に要する費用については現金払いとすべきである。また、下請代金のうち手形払いの部分については、形期間は、できる限り短期間とすべきで、特に建設業は他産業と比較すると手形期間が長くなる傾向にあるので、十分に注意すべきである。

水準も低い、そして信用力が弱い等々、大企業に比べ半となり。この範囲は、案外間違われないので、念のため示すと、第1図のようになります。
三、審査会の管轄
大臣許可同士の争い、大臣許可と施工間、あるいは知事許可でも府県をまたがる業者間の争いは中央で、その他の場合は原則としてそれぞれの都道府県審査会の管轄となります。

裁判は、手続が民事訴訟法よりも簡便で、裁判費用に比してはるかに安い。
⑥ 非公開性
原則的に非公開の審理であるため、当事者は委員を信頼して、ありのままを他者に知られず自由に答弁、主張できます。

裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理してもらうことが多いが、審査会では実質的に妥協と思われ、解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心して参加できます。
六、あつせん、調停、仲裁
第2図を参照したければ、お解り願います。

④ 簡易性
申請の手続きが至って簡単です。委員が積極的に直接問答形式で審理をすすめ、解決案を見付けます。
⑤ 迅速性
一回に四時間ぐらいも集中的に行い、一月間隔で精力的に開きます。
⑥ 専門性
技術の専門家が直接審理に加わり、機敏に争点の核心に立ち入り、真実の探求に努める柔軟性があります。

紛争処理制度のQ&A

人が存在する限り、おおよそめんどくさい紛争は避けられませんが、事業経営もその人が行う以上、トラブルや紛争をゼロにすることは、残念ながら不可能と言わざるを得ないでしょう。
建設業界においては、なお更のこと。工事に伴い、大小さまざまなケースが日常発生していますが、これをすべて裁判所に持ち込み、司法判断に委ねているのでしょうか。もしそんなことをしたら、裁判所はパンクしかねないでしょう。

Q 独禁法は、ご承知の通り、一口に申せば「自由競争を保障して消費者の利益を保護する」のが目的です。従って、次のような不正な取引方法には特に目をひからせませう。例えば、
① 不当な顧客誘引や強制
② 不当な差別や拘束した取引
③ 不当な対価や取引妨害
④ 取引上の地位を不当に利用していないか等々
しかし一般の監視や取り締まりでは不十分です。従って、十五年前には、建設工事の処理には相当な専門知識を必要とする請負工事に適用する不正

正取引の基準を細かく作って公示し、予防を図っていることは周知の通りです。(紙面の都合で全文掲載は省略)です。それから、独禁法に違反してこれらの不正な取引に明らかに関連すると思われる場合、事業者はいつでも事実を具体的に立証して救済を求める道は確保しているわけです。
Q なるほど、公取委が味方になってくれるとは、下請業者にとっては一応心丈夫なことですが、しかし、失礼ではありますが、建設工事の処理には相当な専門知識を必要とする請負工事に適用する不正

間を要し、緊急の救済には不向きでは?との声も耳にするのです。
A もっともなご指摘です。この種の事件処理は迅速を必要とします。そこで、本誌より、また公取委より、さらに簡単に、はるかにスピーディー、そして専門スタッフにより公正を保つために設けられた制度が、いわゆる建設法の紛争処理制度なのです。従って、少なくとも請負工事のトラブル処理に当たっては(裁判所に訴える前に)また公取委への申告よりも、まず都道府県庁へ相談するようにと、昨今、行政は指導しているようにです。

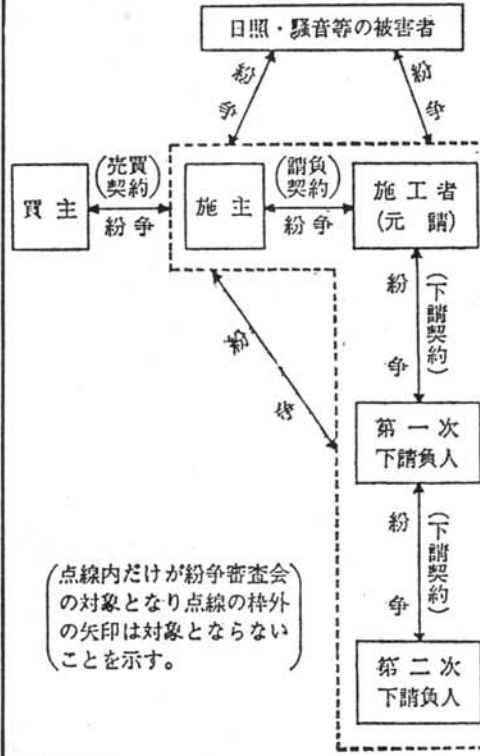
Q それを最初に教えてもらえば有難かったです。大分回り道で損したようないです。
A 建設法を、実はあまり勉強していません。簡明に解説願えないでしょうか。
Q 建設法の全部を説明する紙数はありませんし、ここではそのうちの紛争処理の部分だけに限らせてもらいます。(具体的に同法の第三章の規定)建設法は、ご承知の

第2図 あつせん、調停、仲裁の相違点

区分	あつせん	調停	仲裁
解決方法	担当委員が対立する当事者に話し合いの機会を与え、双方の主張の要点を確かめ事件が解決するように努める	担当委員が当事者の意見を聞き、場合によっては調停案を作るなどして解決を図る	担当委員が当事者の意見を聞き合意成立の見込みがない場合は仲裁判断書を作る。合意に達した場合は強制力のない和解調書を作る場合と、合意事項に確定判決と同一の効力を付与するため仲裁判断の内容とする場合がある
委員数	1人	3人	3人
委員構成	事件の内容により法律系委員又は技術系委員	運用上1人は法律系委員、他は技術系委員、又は法律系委員の中から適宜	少くとも1人は法律系委員、他は技術系委員又は法律系委員
委員の指定	審査会々長が行う	左に同じ	両当事者が合意して選定。選定されなければ会長が行う
罰則	なし	あり	なし
裁判を受ける権利	なくならない	なくならない	なくなる。但し当事者が合意した場合は裁判も可
強制力	なし	なし	執行判決を得れば仲裁判断による強制執行も可能

Q なるほど工事に不利益な取り扱いは、生じた場合、我々はその救済をすべて訴訟で解決するのは好ましくないことがわかりました。
それなら国は、裁判所に持ち込まなくても公正に処理できる方法を講ずるべきではないですか。
A その通り。そこで国は我々建設業者のため(裁

第1図 紛争審査会が取扱う紛争の範囲



めにも、いろいろ配慮して作られています。
(3) 大切な下請契約を結ぶにあたっては、きちんとして下請契約を結ぼうという皆さんの自覚がまず重要です。きちんとして下請契約を結ぶことによる利益は、建設業者である皆さん方が受けるものです。下請契約を結ぶにあたっては、建設工事標準下請契約約款に準拠して契約を結ぶようによらなければならない。
(2) 元請は出来形部分に對する支払い、または工事完成後における支払いを受けたときは、その支払いの引渡しの日から起算して五十日以内で、できる限り短期間内に定めらるるようによらなければならない。

守るべきであるとされている。しかしながら、全額を現金払いとするのは企業経営上不可能であるという場合にも、手形払いを併用することもやむを得ません。ただし、この場合であつても、少なくとも労働者の雇用に要する費用については現金払いとすべきである。また、下請代金のうち手形払いの部分については、形期間は、できる限り短期間とすべきで、特に建設業は他産業と比較すると手形期間が長くなる傾向にあるので、十分に注意すべきである。

水準も低い、そして信用力が弱い等々、大企業に比べ半となり。この範囲は、案外間違われないので、念のため示すと、第1図のようになります。
三、審査会の管轄
大臣許可同士の争い、大臣許可と施工間、あるいは知事許可でも府県をまたがる業者間の争いは中央で、その他の場合は原則としてそれぞれの都道府県審査会の管轄となります。

裁判は、手続が民事訴訟法よりも簡便で、裁判費用に比してはるかに安い。
⑥ 非公開性
原則的に非公開の審理であるため、当事者は委員を信頼して、ありのままを他者に知られず自由に答弁、主張できます。

裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理してもらうことが多いが、審査会では実質的に妥協と思われ、解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心して参加できます。
六、あつせん、調停、仲裁
第2図を参照したければ、お解り願います。

④ 簡易性
申請の手続きが至って簡単です。委員が積極的に直接問答形式で審理をすすめ、解決案を見付けます。
⑤ 迅速性
一回に四時間ぐらいも集中的に行い、一月間隔で精力的に開きます。
⑥ 専門性
技術の専門家が直接審理に加わり、機敏に争点の核心に立ち入り、真実の探求に努める柔軟性があります。

五、本制度の特色

愛の物語がいっぱい

辰年、竜のはなし

竜という、どんな姿を思い浮かべますか。天翔けて雲を起す絵の中の竜、大きく見開かれた目や口が恐ろしい置物の竜、あるいは映画「ネバーエンディング・ストーリー」や「竹取物語」の中の特撮の竜、子供たちは、松谷みよ子さんの童話「龍の子太郎」を思い浮かべるかもしれません。空想の動物であるにもかかわらず、身近に感じられる竜、今年はこの竜の年、辰年です。

◇東の竜、西のドラゴン
辰、すなわち竜は、十二支の中で唯一の空想上の動物です。しかし、民話の中では洋の東西にまたがって活躍しています。伝えられる姿は、国や地域、また時代によってさまざまですが、その代表的な姿を紹介すると……

東洋の竜は、中国の「兩雅翼」(十二世紀)という書物によれば、①角は鹿②頭は蛇(ちんくた)③眼は鬼(鬼といふ説もあり、赤い)

と意味らしい④うなは蛇⑤腹は鱗(みずち)⑥蛇に似た想像上の動物⑦にも見られる古い伝説で、話の中に竜神の竜は出てきませんが、乙姫は竜の娘なのですから正体は竜女ということになります。この話では竜は美姫として現れますが、日本の竜の話としては湖や川の主の竜が美青年として現れる物語の方が多いようです。例として信濃の大沼池の主、黒竜「昔、信濃の小谷城に高梨政盛という殿様がいて、黒姫という美しい姫を可愛がって育てていました。ある日、姫を垣間見た黒竜は、すつかり姫に夢中になり、美しい小姓の姿になり、礼をつくして頼みました。しかし、小姓の正体を竜と知る政盛は首をたてにふりません。竜がなお頼むので、政盛はついに「私が城の周りを馬でまわるので、それについてこれたら姫をめぐらせます」と約束し、政盛は城の周りにいろいろな仕掛けをしますが、竜は傷つきながらも約束を果たします。

しかし、政盛はとりあわぬ美青年として現れる物語の方が多いようです。例として信濃の大沼池の主、黒竜「昔、信濃の小谷城に高梨政盛という殿様がいて、黒姫という美しい姫を可愛がって育てていました。ある日、姫を垣間見た黒竜は、すつかり姫に夢中になり、美しい小姓の姿になり、礼をつくして頼みました。しかし、小姓の正体を竜と知る政盛は首をたてにふりません。竜がなお頼むので、政盛はついに「私が城の周りを馬でまわるので、それについてこれたら姫をめぐらせます」と約束し、政盛は城の周りにいろいろな仕掛けをしますが、竜は傷つきながらも約束を果たします。



木ノ精、山の精としての竜も登場します。

◆スクラップニュース◆

目立つ下請泣かせ

公取委は、このほど、円高を親企業から不正な取引を求められがちな下請企業への対策等での活動状況をまとめて閣議に提出した。

これによると、審査件数は二百二十六件、勧告は八十八件、警告は八十八件、ほぼ前年並みと言えそうだが、製造業界での価格カルテルが、前年度に比べると減少はしているものの他方、目立ってふえつつあるのは、強制的な値引きと、親企業の買入れ強制である。

これを重視した公取委と通産省は過日、大企業六百社と四百の業界団体に対し、法律の順守を文書で要請した。

必ずや村に幸を授けるであろう」と告げました。以来、村人が雨乞いをする竜が姿を見せて雨を降らせたそうです。

このほか「竜神と花売」や「竜神の伝授」など、竜神が宝物や呪い物を授ける話も伝えられています。

吉宗の定免制

昨年、売上税が、論点になったが、最も重要な問題は論じられなかったように思う。というのは、税はさまざまな点で経済に影響を与え、思わぬ発展をうながす契機となることもあるからである。

こんなことを考えたのは、徳川吉宗による定免制の実施である。これは理屈から言うと「改悪」なのだ。

が、結果はそうはならなかった。では、定免制とは何なのか。徳川時代は人口の八割以上が農民だから、税は専ら収穫に課され、原則は五公五民である。これは収穫の五割だから、いわば所得税であり、豊凶にかかわらず五割とられる。豊年なら税収も多いが、農民の収入も多く、凶年はその逆になる。ところが定免制はそうではなく、豊凶にかかわらず一定の額を課するわけだ、これによって政府の収入は安定するが、凶作のとき農民はひどい状態になる。さらに査定の仕事によって、豊作でもやっとならば、凶作だからといって減免を嘆願するわけにもいかない。

と考えると「改悪」で、反対が許されれば大反対になったかもしれないが、結果はちがっていた。というのは税額は一定しており、それ以上取られる心配はないから、農民はあらゆる工夫をして生産量を増大し、生産性を向上しようとする。さらに畑地も一反歩永楽二五〇貫文と定められ

ミニカルチャー

「正路に商いすべし」の中にいきいきと述べられていて、今日に脈々と語り継がれている。

これら関西商法の側面を

関西商法の神髄

時代を超えて生き続ける名言

「商機のがすな」「やるんなら今や」「いっちょやったるか」「やらいでか」「やってみせませ」「みとくんははれ」「金のないのは首なし」「金銀が町人の氏系」「世に銭より面白きものはなし」「死ぬまで金銀を死に金使わず生き金使

「商機がすな」「やるんなら今や」「いっちょやったるか」「やらいでか」「やってみせませ」「みとくんははれ」

「立身負けるが勝ちや」「忍は百得の基本」「ただ今一念忍ぶよ忍べ」「ならぬ堪忍するが堪忍」「正な、傷つけな」「御先祖様が見てござる」

「商人道とは誠の一字」「不義不正は商いにあらざる」「ほんまもんで勝負せよ」「商いは一に信用、二に信用」「信用は商人の生命・商売繁昌の基」「ノレンを守れ」「ノレンを汚すは陰徳あれば子孫に災い」「陰徳あれば子孫に災い」「先義後利」「人知れず社会につくせ」「余徳を積め」「公益のために私財を投ぜよ」

「浮利を追わず」「商い先も立ち我も立つこと」「売手の幸せ、買手の幸い」「自利利他は共存」「売って感謝、買って感謝」

「世間様のおかげを受けると」「もったいない」「商いの身は身を知らず」「分を超えず」「ほどに」「上を見な」「分限を知れ」「足を知らば万福長者」「船場商法腹八分目」「我は先祖の手代」

「陰徳・積善」

「陰徳あれば陽報あり」「先義後利」「人知れず社会につくせ」「余徳を積め」「公益のために私財を投ぜよ」

印亜鉛鉄板. ステンレス

月星商事株式会社

本社/東京都中央区八丁堀4丁目4番2号
大阪支店/大阪市此花区桜島三丁目10番44号
TEL 06 (462) 4 4 6 1

支店/姫路・静岡・北関東・神奈川・郡山・小山・千葉・埼玉・土浦

営業所/和歌山・高松・福山・福岡・名古屋・山梨・札幌・桜島倉庫・浦安倉庫

スパイラルダクト 各種フレキ

消音器 吹出口

日本産業機械株式会社

□大阪支店 大阪市北区天神橋2丁目4番17号(千代田第一ビル)
☎530 電話06(357)0121(代表)

□本社 東京都中央区日本橋小網町9番9号(安田生命館ビル)
☎103 電話03(667)3111(代表)

寒さが一番苦手

高血圧・脳卒中

◆症状・原因

高血圧症は、頭痛、目なり、めまいなどの身体症状、イライラ、激しい疲労感などの神経症状の原因となります。また、恐ろしい脳卒中の原因にもなります。

冬のように寒い日には、血圧は通常の10~20ミリ以上も高くなり、精神ストレスでも同じく血圧は高くなります。

◆治療・予防

精神ストレスや寒冷ストレスの解消を心がけること。喫煙は、当然やめましょう。1日の食塩摂取量を10グラム以下にします。また、市販のカリウム塩を用いるのも、高血圧予防に効果があります。運動不足からくる肥満を防ぐことも忘れずに。



赤い尿は警戒信号

急性腎炎

◆症状・原因

秋から冬にかけて多いのが、急性腎炎。カゼやへん桃炎にかかったあと引き続いて起こることがよくあります。尿の回数や量が少なくなったり、急に色が赤くなるといった症状があらわれたら、早目に尿検査をしてもらうことです。

◆治療・予防

初期には保温して安静を守ること。むくみや尿変化が消えても、医師の指示に従ってしばらくは安静に。1カ月間くらいは、食塩制限などの食事療法が必要になります。再発防止をふくめて、とくに下半身を冷やさないよう用心すること。



■手洗い・うがいの励行
手洗い・うがいは、意外と効果があるものです。のどや手についたウイルスを完全に洗い流してしまおうにはいけません。細菌は五〇%くらいといわれて



予防でカゼと縁切り

寒さに勝つ体力つける

茶や水でうがいしてもかまいません。寒さに負けない体力づくりを

からだにカゼ・ウイルスが侵入しても、発病する人はいません。マスクはあまり効果はありませんが、ウイルスをなるべく吸い込まない点と、はな、のどを不必要に刺激しないという点では、カゼの予防になります。

カゼは、空中に飛び散っているウイルスから感染します。ですから、カゼがはやっているときには、なるべく人混みに入らないように心がけることです。マスクはあまり効果はありませんが、ウイルスをなるべく吸い込まない点と、はな、のどを不必要に刺激しないという点では、カゼの予防になります。

◆健康メモ◆
昨年はインフルエンザが猛威をふるいました。これは、従来の「Aソ連型」のウイルスが大変身したものであって、予防にもひと工夫が必要だったといわれています。カゼをひかない人はありませんが、予防をするのとは、従来の「Aソ連型」のウイルスが大変身したものであって、予防にもひと工夫が必要だったといわれています。

カゼをひかない人はありませんが、予防をするのとは、従来の「Aソ連型」のウイルスが大変身したものであって、予防にもひと工夫が必要だったといわれています。

カゼは初期治療が肝心です。のどが痛い、はなみずが出る、寒けがするなどがカゼの兆候があったら、その日はムリをせず、早めに寝ることを。カゼは初期治療が肝心です。のどが痛い、はなみずが出る、寒けがするなどがカゼの兆候があったら、その日はムリをせず、早めに寝ることを。

からだの保温に気をつけよう

関節炎・神経痛・リウマチ

◆症状・原因

寒くなると、特に痛みが強くなる病気ですが、腰から大腿後面が持続的に痛む坐骨神経痛などは、冬の間が一番ひどくなります。

◆治療・予防

入浴してからだを温めたり、物理療法的な加温機を使うとよいでしょう。鍼や灸などの東洋医学による治療も効果があります。鎮痛薬も一時的におさえるのなら可能。



心のゆとりが大切

心臓病 (心筋梗塞) 狭心症

◆症状・原因

狭心症と心筋梗塞は、心筋に酸素や栄養を与える冠状動脈が硬化してその内径が狭くなるため、心筋に供給される血液量が減って起こる病気。運動不足、食べ過ぎ、ストレスなどが誘因となります。

◆治療・予防

食べ過ぎ、とくに、動物性脂肪食のとり過ぎに注意しましょう。過労からくる精神的ストレスを解消しましょう。毎日、軽くからだを動かす習慣を。緊張の続く生活から静養的生活への転換をはかることが不可欠。また、寒さは最大の敵。



新日鉄亜鉛鉄板、月星印亜鉛鉄板
日板ファブリダクト、日板フランジその他
—日本鉄板指定問屋—



本社 581 八尾市西弓削1丁目5番地 電話 0729(49)7181代表
滋賀営業所 530-30 滋賀県栗太郡栗東町出庭中 電話 0775(3)4481代表
尼崎営業所 661 尼崎市時友字ヤセダ153の1番地 電話 06(43)1192

亜鉛鉄板・カラー鉄板・表面処理鋼板・ステンレス・
一般鋼材・空調資材・保温保冷材料・配管資材・土木建材・
荷造用材・給排水鉄管・阻集器・モノタイトバルブ

新日本製鐵

日新製鐵



大成鐵鋼株式会社

〒564 吹田市江坂2丁目4番1号 大阪 電話 (06)385-0481~8
FAX (06)385-0488
〒702 岡山市浦安本町90番地の1号 岡山 電話 (0862)64-6077~8
FAX (0862)64-2058

亜鉛鉄板・一般鋼材

建材製品全般卸問屋

株式会社 奥村幸次商店

本社 大阪市都島区都島本通1-6-18 TEL 06(928)3161(代)
FAX 06(928)3168
奈良 橿原市今井町3-12-6 TEL 07442(4)3838
FAX 07442(5)3448
泉州 泉佐野市長瀧 4062-2 TEL 0724(63)4835
FAX 0724(63)2695

KLIF®

排煙口・防煙ダンパ・給気口・アクセスドア

クリフ株式会社

本社 〒188 東京都田無市南町6-7-17
電話 0424(61)2777(代)
大阪営業所 〒532 大阪市淀川区西中島4-9-20
隆光ビル202号
電話 06(303)0764